

フッ化物洗口事業について問う。

- (1) 12月議会で提出した学校現場は数多くの懸念事項（①十分な説明が欲しい、推進に前向きな歯科医師会だけでなく問題指摘をする有識者、歯科医師、内科医の見解を聞きたい。②学校は教育の場であり、フッ化物洗口は家庭でやるべき行為ではないか？）を示している。文書は教育長に渡している。この懸念に対する見解を問う。

**（教育部長答弁）**教育委員会としては、12月議会で提出された学校現場の懸念事項の解消を図る為、本年1月14日に開催した「小・中学校養護教諭等研修会」において、始良地区歯科医師会、始良保健所、市健康増進課の参加の下、説明や意見交換を行った、これにより多くの懸念事項は払拭されたものとする。今後も引き続き、教職員や保護者に対して本事業の有効性や安全性等について説明し、理解を求めていきたい。

- (2) 保健福祉部長は昨年9月議会で『継続してフッ化物洗口を実施しないと効果は現れない。幼稚園、保育園からどの小学校に就学するのかバラバラである。個人の追跡調査をしないと効果の把握はしにくい。フッ化物洗口だけで効果が現れたかは把握しにくい』との発言を受けた。フッ化物洗口の効果の確認をすべきと思う、その考えは無いか？

**（保健福祉部長答弁）**フッ化物洗口事業の効果については、開始から2、3年後に現れてくるようですが、長期間継続する事により、さらに効果が高まるとの研究成果がある。この効果の検証については、フッ化物洗口を実施している子供、実施していない子供別に、個人の追跡調査を行う必要がある事から、今後、始良地区歯科医師会及び教育委員会等と十分に協議し、問診票を効果的に活用するなどの具体的な方策に取り組む。

- (3) 厚労省ガイドラインのインフォームド・コンセントの項に『フッ化物洗口を実施する場合には、本人あるいは保護者に対して、具体的方法、期待される効果、安全性について十分に説明した後、同意を得て行う。』と記載されている。本人への説明、本人の同意についてどのように取り扱ったか、及び本人が不同意の意思表示をした場合、どのように取り扱うか？

**（教育部長答弁）**本市では、小学校においてフッ化物洗口を実施する。フッ化物洗口の実施に当たっては、各学年の発達段階に応じて、児童に対し、方法や効果、安全性等について説明を行っているが、児童本人の自己判断力等を考慮すると、事業に対する同意もしくは不同意についての判断は、保護者に委ねたい。なお、保護者の判断の参考の為、始良地区歯科医師会、薬剤師会等も同席し保護者説明会を随時開催する。

- (4) 高千穂小学校、川原小学校の試行結果を児童の不慣れによる戸惑いなどの問題も含めて問う。

**（教育部長答弁）**高千穂小学校、川原小学校の両校では、飲用水による「下向きぶくぶくうがい」の練習期間を経てフッ化物洗口を実施しており、当初は、洗口液を口に含んだ際、その味に違和感を覚えた児童も少数いたようだが、現在は、経験を重ねる事により、円滑に実施できているとの報告を受けている。

- (5) 市のフッ化物洗口の危機対応マニュアルに違和感・体調不良を訴えた児童生徒への対応手順が定められている。報告内容の記録、保管はどのように行うか？

**（教育部長答弁）**危機対応マニュアル記載のフッ化物洗口事業実施後に体調不良等を訴えた児童が

いた場合における報告内容の記録については、今後、記録の書式を作成し、教育委員会において保管する。

- (6) 保護者説明会で100%の賛同は得られていない事業である。保護者としての市職員がこの事業に異論を唱えた場合、懲戒の対象になるか？

(保健福祉部長答弁) 地方公務員の懲戒処分の要件は、地方公務員法第29条において、

- ① この法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合
- ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- ③ 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

と規定されており、職員に非違行為があった場合に、①～③の要件を充足するときに限って、その行為を懲戒の対象とする。

また、本市においては、任命権者が懲戒処分に付すべきとした事案について、処分量定を決定する際の参考に供する事を目的として、「霧島市職員の懲戒処分に関する指針」を定めており、この指針や先例を参考としながら、個々具体的な案件について、処分を検討していく事となる。

今回の質問の場合、フッ化物洗口事業の市担当者が、当該職務の遂行を行わなければ処分の対象になり得るが、一般的には、同事業の対象となる児童・生徒の保護者である市職員が、ただ単に個人的に同事業に対する異論を唱えただけでは処分の対象とはならない。

- (7) 市長は昨年9月議会でフッ化物洗口事業について『歯科医師会の皆様と意見交換をし、その効果と安全性を確認した結果』であると答弁した。この事業を進めたい歯科医師会との意見交換であって、それが安全性を確認したとは思えない。医師と歯科医師の役割について問う。

(保健福祉部長答弁) 本市におけるフッ化物洗口事業の実施にあたり、口腔保健分野の専門である始良地区歯科医師会のみならず、医学的分野の専門である始良地区医師会にも協力を依頼しており、個別には、各学校歯科医と学校医が連携して取り組む。

具体的には、フッ化物洗口の直接的な実施方法等に関しては学校歯科医が、万が一の体調不良等への対応は学校医が、マニュアルに従って対応する。

- (8) 環境省は胎児期から小児期にかけての化学物質曝露が子どもの健康に大きな影響を与えているのではないかという懸念からエコチル調査を実施している。調査対象の化学物質はダイオキシン、PCB、フッ素化合物などである。なぜ、このような調査が行われるのか見解を問う。

(保健福祉部長答弁) エコチル調査とは、環境省が企画・立案し、平成23年から実施されている「子どもの健康と環境に関する全国調査」の事であり、環境要因が子どもたちの成長・発達にどのような影響を与えるのかを明らかにする調査である。具体的には、胎児の時から13歳になるまで、定期的に健康状態を確認し、化学物質の曝露や生活環境が子どもたちの健康にどのような影響を与えているのかを明らかにする事で、適切なリスク管理体制の構築を図る事が目的であると認識する。

- (9) 日本口腔衛生学会は、虫歯予防を目的に水道水にフッ化物の添加する事を推奨している。霧島市はその検討、推進を予定されているか？

(保健福祉部長答弁) 水道水へのフッ素添加について、厚生労働省水道課及び日本水道協会の見解は、水道行政の目的が清浄な水の供給であり、水道水は不特定多数の国民により多目的に使用される

という性格である事から、浄水処理の為の凝集剤や消毒の為の塩素等を除いては、薬品を添加すべきではない事及びフッ素濃度を一定の値に維持管理する為には運営技術上の問題がある事からフッ素添加について、積極的に推進する立場にはないとしている。また、現時点において、水道水にフッ素を添加している自治体は無い状況であり、本市においても、フッ素添加について検討及び推進していく予定はない。

質問席でのQ&A

Q：教育現場の懸念事項を述べたが教育部長は多くの懸念事項は払拭されたと答弁を受けたが、全て払拭されたとの発言は無い、払拭されていない懸念とは何か？

**教育部長**：養護教諭のアンケートを見た。①フッ化物洗口の有効性、安全性の不安、②多忙な中でフッ化物洗口に対応できるのかとの不安（勤務時間の中で準備等が出来るのかの不安）、2点の不安があると整理した。有効性、安全性については歯科医師の説明で概ね中身は理解してもらえたと思う（とんでもない考えです、理解されていません）実際に実施するに当たって時間配分、調整をどうするかは今後の課題として残っている。

Q：フッ化物洗口の効果、安全について懸念は払拭されたとの発言であるが、私が教育現場から伺う限り、払拭されていない。推進母体である歯科医師会の説明だけであって、他の意見を耳に入れてくれないのかという意見がある。どう思うか？

**教育部長**：アンケートを見たが、どのような経過でアンケートを実施したのか疑問を持つ。1月14日の「小・中学校養護教諭等研修会」（フッ化物の説明をする研修会）にあたり、自分たちで感じている部分をしたためた質問アンケートであったと認識している。アンケートの内容等を分析しながら説明した。質疑応答等も行っているので教育部としては養護教諭が持っている懸念は説明できたと認識している。研修会も年何回か行っている。必要な部分についてはさらに研修を深めて行きたい。（フッ化物洗口の考えの押し付けを今後も行う見解であろう）

Q：アンケートの信憑性は低いとの認識か？

**教育部長**：アンケートの内容について回答を準備する形で意見交換の中で説明した。当然真摯に受け止めてアンケート結果を説明した。

Q：厚労省ガイドラインのインフォームドコンセントとして『本人あるいは保護者の同意を得る』と記載されている。答弁では保護者に委ねたいとあった。小学校でも高学年になれば、自分の意思を持つはずであるが、これを無視するという事か？

**教育部長**：書類を作って同意をするのは保護者との認識である。児童については発達段階に応じた説明をする。基本的に保護者が判断した内容に基づいて進めて行く。ただ、児童の体調とかいろいろな状況に応じて今日は控えたいと言うような場合には休止する事になろう。

Q：保健福祉部長に問う、厚労省がガイドラインになぜ『本人あるいは』と記載したと思うか？

**保健福祉部長**：市が進めようとしている学童期のフッ化物洗口事業、幼稚園、保育園児に行っているフッ化物洗口事業。そういった範囲のインフォームドコンセントはその年代の判断能力を十分勘案しないといけない。時期によっては保護者の判断が欠かせない。ガイドラインの見解についての『本人』とは当然、インフォームドコンセントは手術の同意とか薬剤の使用とかに関わるものであるから、一般論として理解している。

Q：保健福祉部も保護者の判断で良い、判断能力を持った高学年の児童の判断は取り入れる必要は無いとの見解か？

**保健福祉部長**：教育部長答弁にあったように繰り返しになるが、児童本人の自己判断能力等を考慮すると同意、不同意の判断は保護者に委ねたい。同じ見解である。

Q：危機対応マニュアル、記載の届け出内容、書式が定まらないまま実際の運用に入ったのはなぜか？

**教育部長**：この内容は事故が起こった際にしっかりと報告しようという意味でマニュアルに記載した。従って電話等でこういった自体が発生した、こう対応したという報告は情報として集める事は可能であるが、議員指摘のように文書で管理すべきという指摘はその通りであり、様式案を作成し中身の検証し、決定して行く。

Q：変になった、体調不良になった時に医者に伝えねばならない情報がある。なぜ、報告書式を作らなかったのか？

**教育部長**：県のマニュアルとかを参考に準備をした。報告の書式、書類等の整備が無かったのでそれに習った形で書類の準備はしなかった。

Q：保健福祉部長に問う。フッ化物洗口事業の効果について、追跡とか洗口を行っている学校と行っていない学校を追跡する必要があるが、具体的に実施するつもりか？

**保健福祉部長**：効果検証については昨年9月議会12月議会でも指摘を受けた。保健福祉部としても最も適切な方法で検証したいと答弁した。先進市町であるさつま町の例を見ると町内の未実施の学校と実施している学校の卒業時のDMF指数を比較しているようだ。先進事例等を参考にしして問診票とか効果的な利用法等を検討し進めて行く。

Q：市の職員は保護者としての立場であれば、職務違反を問われないと答弁を受けた。

事実かを問う。市の職員が教育現場の人に対し『私たちは職務命令で来ている、貴方たちも従え』というニュアンスの発言があったと聞く。このような事実があるか？

**教育部長**：そのような事は決していない。市の職員は当然、自分の職務としてフッ化物洗口を実施する責務を負う。職員個人は職務の一環として事業を進めている。説明に行き行って養護教諭等を含め、学校の管理者等に説明をする際に強制をする事は絶対有り得ない。

Q：うがいをする児童、しない児童、現在フッ化物洗口が行われている2校でいじめは発生していないか？

**保健体育課長**：フッ化物でうがいをする子、水うがいをする子に別れるがいじめがあつという報告は受けていない。

Q：児童達はフッ化物洗口をやっている、やっていないの相互認識はあるか？

**教育部長**：川原小学校のフッ化物洗口の現場状況を見た。フッ化物洗口をやっている子、やっていない子は別れて作業している事から子供達の認識はある。

Q：フッ化物洗口をしない子は水でうがいする。擬似的なフッ化物洗口を強いるより、読書とか、校庭で自由にさせるなどを認めても良いのではと思う、見解は？

**保健体育課長**：水でうがいをするのもうがいの習慣を学ぶ事は大切であるが、一方保護者からの要望や学校での実情等を考え、個に応じて遊ばせる、読書をさせる事を学校に求めたい。

Q：確認する。フッ化物洗口をしない子の行動に関しては学校に任せるという理解でよいか？

**保健体育課長**：保護者の同意を得た上で学校で管理すればよい。

Q：歯が抜けた子、体調の悪い子への配慮はどのようになっているか？

**教育部長**：指摘の事例を判断材料として聞いていないので答弁できないが、個々の体調とか状況によってはフッ化物洗口を控える事も有り得る。

Q：学校は夏季、冬季、春季に長期の休みがある。この事について問う。

**保健体育課長**：長期の休み中は実施しない。

Q：休暇中は家庭でやりなさいとの指導も無しか？

**保健体育課長**：家庭ではフッ化物洗口ではなく、歯磨きを指導する。

Q：試行的に実施している川原小、高千穂小の人数を問う。

**保健体育課長**：川原小：児童数 24 名、実施者 18 名、高千穂小：児童数 92 名、実施者 76 名

Q：実施時の対応状況は？

**教育部長**：川原小視察の際は校長も参加した。熊本県知事はフッ化物洗口に積極的取り組みをしている。クマモンを使ったフッ化物洗口の DVD を作っている。それを子供たちに見せながら下向きブクブクうがいを実施。学校長もその中で一緒に進めている。

Q：試行的に進めているはず、大規模校への拡大の声を聞く。計画があるか？

**保健体育課長**：来年度、大規模校、中規模校、小規模校を含めた学校の計画がある。

Q：試行的に小規模校 2 校であったはず、結果などを集計した上で次に展開するのではなく、いけいけどんで進めるのか？

**保健体育課長**：実施中の川原小、高千穂小の検証を行い実施したい。既に実施している薩摩川内市の学校等を参考にしながら実施に向けて動く。

Q：担任と管理職が同席し実施しているとの事であったが大規模校で担任のみの対応という事が考えられる、目が届かないという事も想定される。見解は？

**教育部長**：薩摩川内市では大規模校でも実施経験がある。見る先生が少ない中で安全なフッ化物洗口を実施するか、研修を行い取り組んで行く。

Q：大規模校への展開の懸念を持っている。注視する。霧島市の学校歯科医の報酬は一校当たり 19 万 600 円である事を聞いた。担当校数を乗ずる事も確認した。学校歯科医の選任方法、委嘱方法を問う。

**保健体育課長**：歯科医については始良地区歯科医師会の推薦。4 月 1 日、辞令を発行する。

Q：歯科医師会に所属していない歯科医は学校歯科医になれないという事か？

**保健体育課長**：そのように理解する。

Q：学校歯科医が行う業務には歯科検診等があるが、このような事に対する報酬の支払いがあるか？

**保健体育課長**：19 万 600 円のみ。予算には計上されていない。

**教育部長**：基本的には月額報酬である。就学時検診とかフッ化物洗口で特別に出てもらった時には別途報酬を確保し日額で支給している。

大規模校での安全なフッ化物洗口実施の為に管理職や、担任を持っていない教師の協力も得て実施する。

翌日訂正発言：月額と発言したが年額である。

Q：高千穂小学校、川原小学校の薬剤の保管場所は？

**保健体育課長**：保健体育課で鍵のかかる保管庫を準備し校長室で保管している。

Q：両校とも校長室で保管しているという理解で良いか？

**保健体育課長**：2 校については校長室で保管している。

翌日訂正発言：高千穂小学校は職員室に保管している。両校とも保管庫の鍵は校長が管理している。

Q：今後の予定校の方針は？

**教育部長**：基本的には校長室と、児童生徒が入ってこれない、基本的には入らないような場所を確保し、その中で管理する。

Q：霧島市の中学 1 年生で虫歯がどれくらいあるか、数字を把握しているか？

**保健体育課長**：中学校 1 年では虫歯のある生徒は 51.6%

Q：平均何本か？ こちらから申し上げる。鹿児島県では 1.38 本、霧島市は 1 本である。平均である。むし歯の無い子もいる。霧島市の 35 歳以上の大人で歯医者さんに行かねばならないような虫歯を持っている方が分かるか？

**保健福祉部長**：把握していない。

Q：43.5%である。小中学校は少ない。小中学校を卒業してからむし歯になる方が多い。学校ではしっかり歯磨きをしている。大人こそ、フッ化物洗口を行うべきではないか？

**教育部長**：フッ化物洗口は永久歯に生え変わった間際にするのが一番効果的である。学童期に実施するのが有効である。むし歯本数は養護教諭の歯磨き指導の賜物であろう、全国的にもむし歯の数は減少している。平成 18 年度には 1.71 本であったのが、1.1 本に減少している。歯磨き指導の効果で減少していると思う。フッ化物洗口を実施している県においては顕著に下がっている。鹿児島県はフッ化物洗口によってむし歯の本数を減らして行けると思う。ちなみに平成 18 年の鹿児島県の全国順位は 41 位、この時が 2.3 本。平成 22 年度は 1.2 本になったが順位は 45 位に後退。そういう意味で全国的にむし歯本数は下がっているが、フッ化物洗口を取り入れて、さらに 1 を切るような形にして行くのが大きな目標である。

Q：学校現場に対してフッ化物洗口の異論を伝える考えはないか？

**教育部長**：そのような情報を伝えながら理解を深めて行くのは当然の事である。市では 2 月 27 日、フッ化物洗口推進研修会を開催する。養教の皆様にも参加してもらい理解を深めていただきたい。（異論を伝える考えを問いかけたのであるが、推進の研修会への参加を促す発言に啞然！！）

Q：この事業が推進される事により効果の有無に関わらず儲かるのは製薬会社と納入薬局である。本人、保護者、学校現場は虫歯を無くしたいとの気持ちはある。霧島市は虫歯予防効果があれば、医療費の削減に繋がる。これも事実である。

そこで伺う。歯科医師会はフッ素のうがいには虫歯予防効果があると述べている。これに対する異論は多数あった。本当に効果があって虫歯が無くなったとしたら歯科医師のお客さんがなくなるのでは？ 巷では歯医者さんはコンビニの数より多いといわれている。歯科医師会がフッ化物洗口を推進している意図はどこにあるのか、崇高な歯科医の意思であろうか、聞きたい。

**保健福祉部長**：始良地区歯科医師会とは市長、教育長、教育部長、保健福祉部長と意見交換している。フッ化物洗口事業について正に議員発言の素朴な疑問を歯科医師会に投げかけた。歯科医師会では基本的に健康寿命の延伸、早く死ぬ事の防止に噛む事が欠かせない。そういう関連でむし歯予防をしなければならぬ。その為に有効なものがフッ化物洗口であると。そしてむし歯が無くなる事が自分たちの望みであるとの話は聞いている。

（素晴らしい歯科医師会のお考えです。商売上がったりであっても構わないというお考えは賞賛に値します。しかしながら効果が無い、害があるとしたら、その意図は理解できません。）